



安 全 報 告 書

(平成27年度)

アイラス航空株式会社

平成28年6月公表

本報告書は航空法第111条の6並びにこれに基づく航空法施行規則
221条の5及び第221条の6の規定に基づき作成したものです。

安全報告書

平成 27 年度

1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

日進月歩で変化する航空業界の環境の中、お客様から信頼される健全な経営姿勢を確立するため、より安全に（無事故の達成、労働災害 0）、より確実に（顧客に満足を与えるサービスの提供）、より安く（経費削減、コスト削減）の 3 つの課題に取り組むことを経営方針としております。

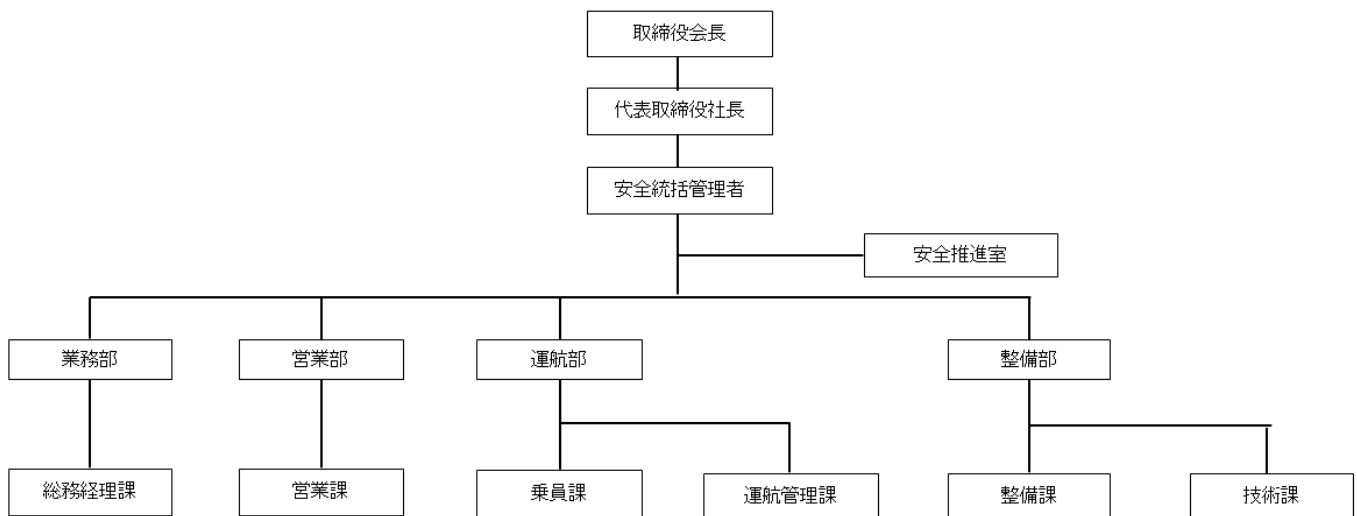
そして、より安全な運航及び整備サービスを提供するため、安全管理を継続し、是正してゆくことを組織の最優先事項とすることを安全方針とします。

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

アイラス航空では安全管理体制（組織、役割等）を有しており、経営トップから現場まで一丸となって安全に対する考え方を浸透させる活動を継続的に行うことにより安全を確保するための事業の根幹とし、これらを安全管理規程に定めています。

（1）社内の安全管理組織

・組織図（平成 27 年 12 月 31 日現在）



（2）人員に関する情報

各組織の人員数（平成 27 年 12 月 31 日現在）

ア. 安全推進委員 5 名

イ. 運航部 5 名（兼任者 1 名を含む）、整備部 4 名、営業部 3 名、業務部 2 名

ウ. 操縦士 4 名、整備従事者 4 名

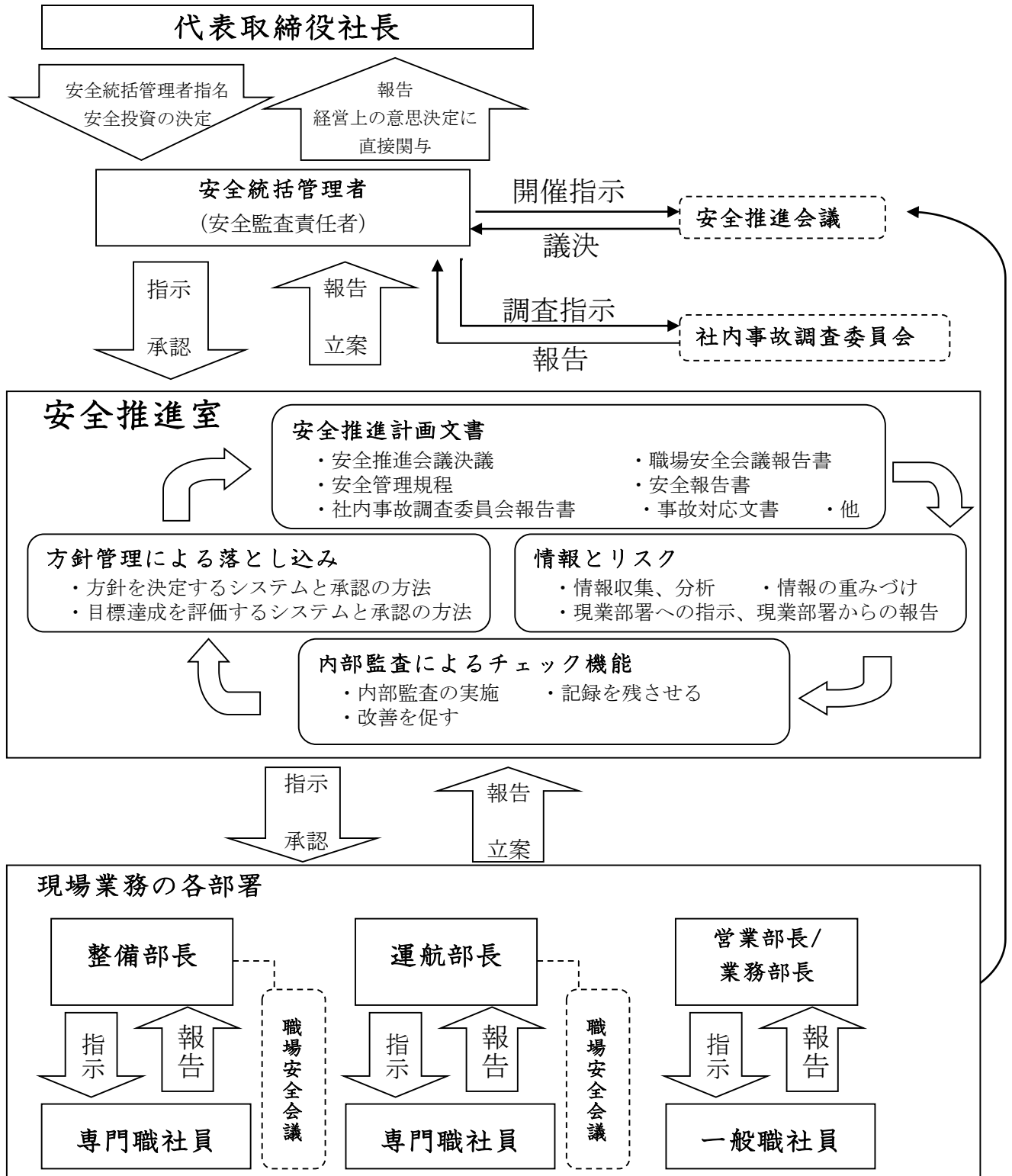
エ. 運航管理担当者 8 名（運航管理者 0 名）、有資格整備士 2 名

安全報告書

平成 27 年度

(3) 安全確保に関する組織の機能、役割

安全管理体制の機能図



安全報告書

平成 27 年度

(4) 運航の支援体制

航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者に係る訓練及び審査の内容

航空機乗組員、整備従事者、運航管理担当者の定期訓練及び審査の内容については航空局の「運航規程審査要領：国空航第 5 8 号」、「整備規程審査要領：国空機第 7 3 号」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（安全関係）：国空航第 1 2 2 3 号、国空機 1 3 6 2 号」に基づき設定した、弊社の運航規程及び整備規程により各種訓練及び審査を実施しています。

ア. 航空機乗組員

・定期訓練

操縦士に対して、「運航上必要とする知識」及び「使用航空機に関する知識」を維持、向上するための定期的な訓練を実施しています。

※過去一年での航空法改正点及び非常脱出等緊急時の対応に重点をおいています。

・定期審査操縦士に対して、運航に必要な知識及び能力が維持されていることを確認するための審査を年に一度、実施しています。

イ. 整備従事者

・最近の整備経験

整備従事者の内、確認整備士は最近 2 4 ヶ月以内において、航空機又は装備品の整備業務、整備教官業務等の適切な業務を 6 ヶ月以上実施した経験を必要とし経験を満たさなくなった者に対し航空法第 1 9 条第 2 項の確認業務を実施する前に経験付与に相当する復帰訓練及び審査を実施しています。

・その他実施している訓練

社内資格者に関する教育訓練として、基礎教育訓練、日常点検確認者養成訓練、資格所得訓練、確認整備士養成訓練、新型式機導入訓練、品質監査員養成訓練、技量維持訓練を必要に応じ実施しています。

ウ. 運航管理担当者

・定期訓練

運航管理担当者に対して過去一年での改定事項、運航管理業務の再確認及び知識・技量維持の確認のため定期訓練を実施しています。

エ. 運航の問題点の把握と共有、フィードバック体制

・各飛行作業終了後、飛行作業報告書を作成し運航の不具合事項・改善事項の把握と共有を図り安全運航にフィードバックしています。

・不具合事項・改善事項の内容により、安全推進委員会への議題提出及び同委員会での確認・決定事項等を社内全体へ周知し実践することとしています。

安全報告書

平成 27 年度

(5) 使用航空機の情報 (H27. 1~H27. 12)

機種	機数	座席数	平均年間飛行時間	平均年間飛行回数	導入時期	平均機齢	総飛行時間
350 系列型	2 機	6 席	275 時間	419 回	H19.4~	16 年	551 時間
355F2 型	1 機	4 席	97 時間	81 回	H22.8~	25 年	97 時間
R44 II 型	1 機	4 席	51 時間	100 回	H25.5~	3 年	51 時間

3. 航空法第 111 条の 4 の規定による報告に関する事項

平成 26 年度に発生した航空事故や主なトラブル等の発生状況について、航空局に報告を行った航空事故で航空法第 111 条の 6 に基づき安全報告書により公表が求められている航空運送事業に関する報告は以下のとおりです。

(1) 航空事故・トラブル等の発生状況

- ・航空事故 0 件
- ・重大インシデント 0 件
- ・安全上のトラブル 0 件

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項

(航空法施行規則第 221 条の 6 第 4 号)

(1) 航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置

- ・該当事項なし

(2) 国からの事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分又は行政指導を受けた場合には、これに関して講じた措置又は講じようとする措置

- ・該当事項なし

安全報告書

平成 27 年度

- (3) 輸送の安全に関する目標達成度、安全に関する取り組みの実施状況、安全上のトラブルの発生状況等を踏まえた、当該事業年度における輸送の安全の状況に関する総括評価

平成 25 年度の航空事故発生以降、不安全要素を検証し、是正措置を実施してきた結果、昨年度に引き続き平成 27 年度も無事故運航を達成いたしました。

本年度は「ヒヤリハットを共有財産に！」の安全に関する取組目標のもと、社員間でのコミュニケーションの活発化や職場環境を整え、ヒヤリハット情報を積極的に報告できるようにするとともに、分析・共有の作業を実施し、安全文化の醸成と運航体制の強化に取り組んで参りました。その結果、本年度においては 23 件のヒヤリハット情報を収集・共有し、安全運航に繋げることができました。

- (4) 翌 28 年度における安全に関する取組目標及び取り組み

平成 27 年度は、無事故運航を達成するとともに、ヒヤリハット情報を収集・共有することができました。しかしながら、安全意識調査において、各項目で全体としては、昨年度より高い数値となりましたが、「報告制度」の項目については、他に比べて低い値となりました。このため、ここに改善の余地があるもの判断し、平成 28 年度の安全に関する取組目標も、昨年度に引き続き「ヒヤリハットを共有財産に！」としました。また、報告達成割合をより具体的な目標とするために「ヒヤリハット報告数」も安全指標として加え、その安全目標値は「30 件」としました。

今年度においても、ヒヤリハットの収集・分析・情報共有をすすめ、運航面・整備面・営業面・業務面から安全運航に係る社内全体の注意事項、問題等を議題として取り上げて、多角的にそれを検討、改善し、さらなる安全運航に繋げてまいります。

- ・平成 28 年度 安全に関する取組目標
「ヒヤリハットを共有財産に！」

以上